

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

○大阪産業大学学則

昭和40年4月1日

規程第111号

改正 令和3年3月19日

令和4年10月12日

令和5年2月24日

令和5年4月21日

令和5年10月2日

令和5年12月20日

第1章 総則

（目的）

第1条 大阪産業大学（以下「本学」という。）は教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として、産業、交通に関する学術を中心に、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授し、研究し、個性豊かな教養高き人格を備え、応用能力と実践性に富む有為な人材を養成し、文化の向上と産業、交通の発展に寄与することを目的とする。

（学部、学科）

第2条 本学に次の学部および学科を置く。

国際学部

国際学科

スポーツ健康学部

スポーツ健康学科

経営学部

経営学科

商学科

経済学部

経済学科

国際経済学科

デザイン工学部

情報システム学科

建築・環境デザイン学科

環境理工学科

工学部

機械工学科

交通機械工学科

都市創造工学科

電気電子情報工学科

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

(教育研究上の目的)

第3条 本学の学部および学科の教育研究上の目的は、次の各項および各号のとおりとする。

- 2 国際学部は、本学の建学の精神および実学的伝統に根ざし、実用的な外国語能力と確かな日本語の力を基盤とするコミュニケーション力を養うとともに、異なった文化的背景をもつ人びとと協働・共生し、地域社会と国際社会に貢献できる創造性豊かな職業人を育成することを教育研究上の目的とする。
- 3 スポーツ健康学部では「スポーツで人々を幸せに！」をスローガンに、「偉大なる平凡人たれ」の建学精神に基づき、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会に貢献できる「スポーツマインド」を有した人材の育成に資する教育・研究を行う。具体的にはスポーツ健康学科では1)保健体育科教諭、2)スポーツ指導者、3)健康増進活動を支援できる人材、さらには、4)地域のスポーツ振興を担える人材を輩出することを目的とする。
- 4 経営学部は、専門知識の修得と独立心やコミュニケーション能力の向上により社会で信頼される人格形成を促進し、将来各般の産業分野で活躍できる人材を育成することを教育研究上の目的とする。
 - (1) 経営学科は、本学の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」に基づき、社会のさまざまな場面や役割を通して、人々の協働活動に貢献しうる下記のような人材を養成することを教育研究上の目的とする。
 - 1 組織の管理や戦略活動に関する基礎知識を持つ人材。
 - 2 経営活動を適切に記録、測定、分析を行いうる人材。
 - 3 さまざまな産業分野に関する幅広い知識を持つ人材。
 - (2) 商学科は、専門知識の修得と独立心やコミュニケーション能力の向上により、経済社会システムの最適化のために最適な流通システムを構築・提案しうる能力社会で信頼される人材を育成することを教育研究上の目的とする。
- 5 経済学部は、情報化・国際化が進展し、変化の速度を速める日本および世界の経済と社会を研究分析する。それとともに、本学共通の建学の精神である「偉大なる平凡人たれ」の精神に基づき、自己中心的な、また功利的な考え方を捨て、他人を尊重し、社会活動に貢献できる資質を備え、変動する経済社会に対応できる人材を育成することを目的とする。
 - (1) 経済学科は、情報化・国際化が進展する経済社会を対象として、経済社会システムの諸側面に注目して研究を行い、その仕組みを明らかにすることを研究上の目的とする。そしてそこで得た知見に基づいて、経済の基礎知識と経済社会の仕組みとを理解し、変

容を続ける現代社会を読み解く能力を持つとともに、社会の諸課題に立ち向かい、将来を開拓する責任ある主体を育成することを教育上の目的とする。

- (2) 国際経済学科は、経済社会の情報化・国際化が進展する日本および世界の経済社会を対象とし、多様性と普遍的価値の調和をめぐる諸課題を解明することを研究上の目的とする。そしてその成果をもって、建学の精神に照らして実直な努力を尊ぶ精神と経済学の学識とを融合し、私心を去って現場主義を貫き、一体化・流動化が進む国際社会を先導する力を持った人材を輩出することを教育上の目的とする。

- 6 デザイン工学部では、「人と環境にやさしいモノづくり」をテーマに、芸術的なセンスとテクノロジーの両面に渡ってデザイン教育を追求する。要するに、情報工学・建築工学・環境工学に基づくエンジニアリング・デザインに関する学術と、情報システム・環境・生活空間を含む「ものづくり」に関する構想力・創造力・表現力に伴う技術を身につけるためのデザイン教育を教育研究上の目的とする。また、社会のニーズを的確に捉え、デザイナーとしての感性とエンジニアとしての技術をあわせ持った人材を育成することを目的とする。

- (1) 情報システム学科は、高度情報化社会において重要となる「人に優しい」感性的な評価の情報処理を基に、ネットワーク、組込みシステム、Webシステム、感性デザイン、CG・アニメーションといった情報システム産業に関わる基礎技術の教育研究を実施する。また、コンテナ系とコンテンツ系の諸技術を新しい視点から科学的に探求し、高度情報化社会に貢献できる応用能力と実践能力を備えた人材を養成することを目的とする。

- (2) 建築・環境デザイン学科は、科学技術革新の急速な展開、社会環境の変貌が進んでいる現在社会において、広く社会に通じるデザインの諸問題を見出し、横断的な視点からの問題解決への提言を行う能力が重要となってきている。そこで、このような社会に対応した、美・アメニティ・機能を備える持続可能な環境・空間・モノを、広い視野、豊かな感性、確かな技術力・想像力に基づいてデザインし、より良い生活環境を創出できるような能力を身につけるための総合的な教育研究を実施する。

- (3) 環境理工学科は、水、大気および土壌の環境保全およびその改善技術、生物多様性と健全な生態系の保全、地球環境科学および持続可能な社会のしくみづくりについて考究し、工学および理学に立脚した環境学の体系を総合的に教育研究する。すなわち、みどり豊かな地域環境と健全な生態系の保全、自然と共生する持続可能な社会をデザインすることができる人材を養成することをめざし、サイエンスに対する探究心と専門性を

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

有する人材を育成するとともに、グローバルな環境問題からローカルな環境問題までの課題解決にむけた行動力と環境マネジメント力、実践的な環境技能を育成することを教育研究上の目的とする。

7 工学部は、自然環境と人間社会との健全かつ永続的な調和と共生を基に、与えられた環境の中で応用力と柔軟な発想で個性豊かな創造力とユニバーサルな視点をもって最善の努力ができる人材を育成することを人材養成上の目的とする。

(1) 機械工学科は、まず、機械を構成している基礎的な原理や理論、さらに設計と製作に関する技術を十分に身につけさせる。その上で、グローバルな視点で、機械工学に対する社会からの要求を的確に理解し、周囲の人間と協調性を持ちながら未知の課題に対して主体的な取り組みができる技術者としての人材を育成することを教育の目的とする。

(2) 交通機械工学科は、自動車、鉄道、航空機、船舶など個々の輸送機械のみならず、それらを効率的に機能させる制御および管制のネットワークも含めた幅広いシステムについて探究する。これらの教育・研究により、交通機械とそのシステムに関する研究開発や実務に対応できる専門能力と、交通機械と人のつながりを多面的に考察し、環境問題や人々の福祉にも貢献できる能力を修得させることを教育目的とする。

(3) 都市創造工学科は、自然と人間との健全かつ永続的な調和と共生のもとで都市創造について幅広く考えることができ、社会に与える影響力の重要性と社会的責任とを理解・自覚し、良識と高い倫理感、かつ国際的視野をもって、自主的に課題を探究し、周りにも働きかけ、自らも解決策を見出し実践することを念頭に置き、実務的な事柄を着実に遂行できる能力を修得させることを教育目的とする。

(4) 電気電子情報工学科は、高度情報化社会を支える電子・情報・通信工学分野の基礎的素養と幅広い知識・技術を習得し、関連する分野の未来と変遷する社会ニーズに柔軟に対応でき、豊かな想像力と実学を有した人材を育成することを教育研究上の目的とする。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

(入学定員、3年次編入学定員および収容定員)

第5条 本学の学部属する学科の入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、別表第1のとおりとする。

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

(修業年限)

第6条 本学の学部修業年限は4年とする。

2 学部の同一学科においては、休学期間を除き、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。ただし、経済学部においては、学科配属前の期間を含む。

3 第24条による留学期間のうち、1ヵ年以内は、修業年限に算入することができる。

(修業年限の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、本学の学部修業年限に3年以上在学した者が、卒業要件単位を優秀な成績で修得し、別に定める基準を満たしたと認める場合には、その卒業を認めることができる。

第2章 学年、学期および休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 国際学部、スポーツ健康学部は、4年を8セメスターに区分し、各学年の前期を奇数セメスター、後期を偶数セメスターとする。

奇数セメスター 4月1日から9月20日まで

偶数セメスター 9月21日から翌年3月31日まで

2 経営学部、経済学部、デザイン工学部、工学部は、学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は次のとおりとする。ただし、必要のあるときは、学長は臨時に休業日を設けることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める休日

(3) 本学園の創立記念日 11月1日

(4) 春期休業 2月22日から3月25日まで

(5) 夏期休業 7月27日から9月14日まで

(6) 冬期休業 12月22日から翌年1月7日まで

2 前項の休業日については、学長は教授会の議を経て、変更することができる。

第3章 入学、学籍および留学等

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

（入学時期）

第11条 入学の時期は、学年の初めとする。

（入学資格）

第12条 第1年次に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、その年度の入学試験に合格した者でなければならない。

- （1） 高等学校を卒業した者、または通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- （2） 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- （3） 文部科学大臣が指定した者
- （4） 大学入学資格検定規程により文部科学大臣が行う大学入学資格検定に合格した者
- （5） 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- （6） 相当の年齢に達し、本学において、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- （7） 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（編入学）

第13条 本学の各学部においては、第3年次に編入学させることができる。

2 編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

- （1） 大学院を修了した者または大学を卒業した者
- （2） 短期大学を卒業した者または高等専門学校を卒業した者
- （3） 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上）を修了した者
- （4） 大学に2年以上在学し、62単位以上（卒業要件に算入されるもの）を修得した者
- （5） 外国において本邦の高等教育課程と同等の課程を修了した者
- （6） 本学が指定する外国の高等教育機関において、前第4号に定める者と同等の資格を取得したと認定された者
- （7） 高等学校の専攻科（修業年限2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

3 編入学の試験その他に関しては、別に定める。

(再入学)

第14条 本学に再入学できる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の試験に合格した者でなければならない。

(1) 自己の都合により本学を退学した者で、出願時に退学後3年を超えない者

(2) 授業料未納のため除籍された者で、出願時に除籍取消期間満了後3年を超えない者

2 前項第1号および第2号の定めにかかわらず、特別な理由がある者については、3年を超えても再入学の出願を認めることができる。

3 退学または除籍前の学部の学科と異なった学部の学科に再入学することはできない。ただし、経済学部においては、退学または除籍前の学部または学部の学科に再入学することとする。

4 再入学の試験その他に関しては、別に定める。

(転入学)

第15条 学部または学部の学科に欠員があるときは、他大学に在学中の者を、所定の試験を行い、転入学させることができる。

2 転入学の試験その他に関しては、別に定める。

(二重学籍の禁止)

第16条 本学に現に在籍している者は、本学の大学院、2以上の学部学科および他の大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校の専門課程（修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総時間数が1,700時間以上）または高等学校の専攻科（修業年限2年以上であること、その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）に在籍することができない。

(転籍等)

第17条 本学に在学中の者で、学部変更、転科（以下「転籍等」という。）を願い出た者については、その者が希望する学部または学部の学科に欠員があり、かつ、所定の試験に合格したときは、転籍等をさせることができる。

2 転籍等については、第1年次に在学する者に限り、願い出ることができる。ただし、第2年次以上に在学する者であっても、あらためて第2年次への転籍等を願い出るときは、この限りでない。

3 転籍等の試験その他に関しては、別に定める。

(入学手続)

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

第18条 入学試験（編入学試験、再入学試験および転入学試験を含む。）に合格した者が、
所定の期間内に、入学手続きを完了したときは、学長は入学を許可する。

2 正当な理由により、前項の手続きを行うことのできなかった者に対しては、学長は、教授会の議を経て、入学手続きを猶予することができる。

（退学）

第19条 病気その他のやむを得ない理由で退学しようとする者は、所定の手続きを経て、
学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第20条 病気その他の理由で休学しようとする者は、所定の手続きを経て、学長の許可を
受けなければならない。ただし、休学期間は通算して3年を超えることはできない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、教授会の議を経て許可するものとする。

3 前項による休学の許可は、休学願い出の時からその年度の終わりまでとする。ただし、
特別の事情があるときは、年度を超えて許可することができる。

4 休学期間中の授業料および教育環境充実費は徴収しない。ただし、学期の途中から休学
する者に対しては、その学期の授業料および教育環境充実費は全額徴収する。

5 休学期間中の在籍料を徴収する。在籍料については別に定める。

（復学）

第21条 休学期間の途中で休学理由が消滅したときは、所定の手続きをとり、教授会の議
を経て、学長の許可を受け、復学することができる。

2 復学者の修学条件は、その者が入学した年度のものを適用する。

3 学期の途中で復学した者に対しては、その学期の授業料および教育環境充実費は全額徴
収する。

（欠席）

第22条 病気その他の理由で欠席しようとする者は、所定の手続きにより、届け出なけれ
ばならない。

（除籍）

第23条 学生が、次の各号のいずれかに該当するときは、除籍する。

(1) 学費を納入期限を超えても納めないとき

(2) 長期にわたって欠席し、または病気その他の理由で成業の見込みのないと認めたと
き

(3) 在学期間が、第6条第2項に定める期間を超えたとき

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

（4）死亡したとき

- 2 前項第1号によって除籍された者は、納入期限の翌日から1ヵ月以内に限り、除籍の取り消しを願い出ることができる。ただし、特別の事情により、納入が困難な場合には、願い出によって、さらに1ヵ月の猶予期間を認める。

（退学勧告）

第23条の2 学長は学業不振で成業の見込みがない者に対し、当該学生が所属する学部の教授会の議を経て退学勧告を行うことができる。

- 2 退学勧告は、別に定めるGPA制度の取扱いに関する規程に基づき行う。

（留学および短期語学研修生の取扱い）

第24条 学生が、協定または認定する外国の大学に留学を希望するときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学または本学の海外教育施設等に短期語学研修生として学修する場合に準用する。
- 3 第1項の留学および前項の短期語学研修生に関する規程は、別に定める。

第4章 教育課程、履修方法および課程修了の認定

（教育課程）

第25条 学部および学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 各学部の授業科目の分類、名称および単位数は、別に定める。
- 3 授業科目によっては、教授会の議により、年度によって開講しないことがある。

（授業の方法）

第25条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。
- 4 第2項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

（特別な事態における授業実施）

第25条の3 次の各号に定めるいずれかの事態が生じたときは、第2項の定めるところに

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

したがって授業を実施する。

- (1) 大阪府下のいずれかの地域または兵庫県（阪神地域）に「暴風警報」、「暴風雪警報」、「特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）」が発令されたとき。
- (2) 大東市に土砂災害警戒情報レベル4以上が発令されたとき。
- (3) 西日本旅客鉄道（JR西日本）「片町線」（学研都市線／京橋～松井山手間）の一部または全部が発令から継続して運行を停止しているとき。
- (4) 大阪市高速電気軌道（Osaka Metro）「中央線」・近畿日本鉄道「けいはんな線」（本町～生駒間）および近畿日本鉄道「奈良線」の2交通機関が同時に発令から継続して運行を停止しているとき。

2 授業の実施要領は、次のとおりとする。

- (1) 午前6時30分までに第1項各号の事態が解消されたときは、平常どおり1時限目から授業を行う。ただし、午前6時30分を過ぎても解消されないときは、1時限目から2時限目までの授業を休講とする。
- (2) 午前10時までに解消されたときは、3時限目から授業を行う。ただし、午前10時を過ぎても解消されないときは、3時限目から5時限目までの授業を休講とする。
- (3) 午後3時までに解消されたときは、6時限目から授業を行う。ただし、午後3時を過ぎても解消されないときは、6時限目以降の授業を休講とする。
- (4) 第1項第1号または第2号の警報が授業中に発令された場合、学長は授業を中止して休講とすることができる。

3 第1項各号以外に特別の事態が発生するおそれがあるとき、または授業中に発生したとき、学長は授業を中止し休講とすることができる。

4 第1項各号に掲げた事態以外の理由で登学できなかったときは、教務課に申し出ること。

5 第1項各号、第2項各号および第3項は、試験期間も対象とする。

6 第1項各号、第2項各号および第3項に係る事態により休講したときは、学長は授業または定期試験の代替日を設けることができる。

（単位）

第26条 各学部の授業科目に対する単位数は、次の基準に基づき、教授会の議を経て、定めるものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および製図については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

- 2 前項の規定にかかわらず、実験（製図等）を含む科目および演習を含む科目ならびに卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切とみられる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会の議を経て、単位数を定めるものとする。

（履修方法）

第27条 学部の学科は、教育上の区分として、専攻分野別の履修コースを置くことができる。

- 2 専攻分野別の履修コースおよび授業科目の履修方法については、別に定める。

（授業科目修了の認定）

第28条 授業科目修了の認定は試験その他適切な方法による。

- 2 試験の実施に関しては、別に定める。
- 3 第1項により修了の認定を得た者には、所定の単位を与える。

（成績の評価基準等）

第29条 授業科目の成績の評価は、その授業の方法、内容および計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示し、当該基準にしたがって行うものとする。

- 2 成績評価については、以下のとおりとする。

点数	評価	
100点～90点以上	S（秀）	合格
90点未満～80点以上	A（優）	
80点未満～70点以上	B（良）	
70点未満～60点以上	C（可）	
60点未満	D（不可）	不合格
成績評価に至らない	*	

（卒業資格）

第30条 卒業資格は、次の各号のいずれかに該当する者について、教授会の議を経て、学部長が認定する。

- (1) 本学に休学期間を除き4年以上（編入学生においては2年以上）在学し、当該学部修学規程の定めによる単位を修得した者
- (2) 本学に休学期間を除き3年以上在学し、当該学部修学規程の定めによる単位を修得し、かつ、別に定める基準にしたがって、当該単位を優秀な成績をもって修得したと認められた者

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

- 2 学長は、前項により卒業資格を認定された者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学士の学位授与)

第31条 前条により卒業した者は、次の区分にしたがい学士の学位を授与する。

学士 (国際学)

学士 (体育学)

学士 (経営学)

学士 (経済学)

学士 (工学)

学士 (理工学)

- 2 学位および学位の授与については、本学則のほか、別に定める大阪産業大学学位規程による。

(教職課程)

第32条 教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法および同法施行規則に基づく教職課程を置く。

- 2 本学において、取得できる教育職員免許状の種類および免許教科は、別表第2のとおりとする。

- 3 前項の免許状を取得するための授業科目の履修方法および取得すべき単位等必要な事項は、別に定める。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 第24条により定める大学において、学生が履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

- 3 前項により与えることのできる単位数は、第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 学費および学費以外の費用

（学費等）

第36条 学費および学費以外の費用は、別表第3のとおりとする。

- 2 前項にかかわらず、第43条に定める外国人留学生の学費は、別表第4のとおりとする。
- 3 学費および学費以外の費用を一たん納入した後は、一切返還しない。ただし、一般入学試験合格者に限り、入学金以外の納付金は申請により、期限つき返還とする。

（学費の納入）

第37条 学費は、所定の期限までに納入しなければならない。

- 2 学費の納入については、別に定める。

第6章 職員組織、教授会および協議会

（職員組織）

第38条 本学に、学長を置く。学長は、本学を統轄する。

- 2 本学に、副学長を置く。副学長は、別に定める大阪産業大学副学長および学長補佐規程第4条に定める職務を遂行する。
- 3 本学に、教授、准教授、講師、助教および助手を置く。
- 4 本学に、事務職員等を置く。
- 5 本学に、教務助手および技術職員を置く。

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

（教授会）

第39条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、教育研究に関する次の事項を審議する。

- （1）学部長、全学教育機構長および協議会協議員ならびに各種委員会委員の選出に関する事項
- （2）各学部および全学教育機構（以下「学部」という。）に関する諸規程の制定および改廃に関する事項
- （3）学科、専攻の設置、廃止および変更に関する事項
- （4）学生の成績評価に関する事項
- （5）学生の厚生および補導に関する事項
- （6）学生の賞罰に関する事項
- （7）教育および研究に関する事項
- （8）学部の事業計画および予算申請に関する事項
- （9）学科目の種類および編成に関する事項
- （10）学生の入学、退学、休学、復学、転部および卒業その他学生の身分に関する事項
- （11）学位の授与に関する事項
- （12）教育職員の人事に関する事項
- （13）学長より諮問された事項
- （14）その他、学部の運営上重要な事項

3 教授会は第2項9号から第13号の事項について、審議を経て学長に意見を述べるものとする。

4 教授会の構成員は、別に定める大阪産業大学教授会規程による。

（協議会）

第40条 本学に、協議会を置く。

2 協議会は、教育研究に関する次の事項を審議する。

- （1）学則および学内諸規程の制定、改廃に関する事項
- （2）学部、学科の設置、廃止および変更に関する事項
- （3）主要な施設の設置、廃止および変更に関する事項
- （4）教育職員の人事に関する各学部共通の事項
- （5）教学に関する各学部共通の事項
- （6）学生の厚生補導および賞罰に関する事項

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

(7) 予算の編成執行の基本方針に関する事項

(8) 学長より審議要請された事項

(9) その他、本学の運営上重要な事項

3 協議会の構成員は、別に定める大阪産業大学協議会規程による。

第7章 科目等履修生および研究生

(科目等履修生)

第41条 本学の特定の授業科目について科目等履修を志願する者があるときは、本学学生の修学に妨げのない限り、選考のうえ、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 科目等履修生を志願できる者は、高等学校を卒業した者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

3 科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け合格した場合には、単位を与える。

4 科目等履修に要する費用等は、別表第3のとおりとする。

5 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(研究生)

第42条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者および卒業見込の者またはそれらと同等以上の学力を有すると認められた者とする。

3 研究期間は、6ヵ月または1ヵ年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究料は、別表第3のとおりとする。

5 研究生に関する規程は、別に定める。

第8章 外国人留学生

(外国人留学生)

第43条 外国人であって、第12条各号および第13条各号のいずれかに該当するものが入学を志願したときは、選考のうえ、外国人留学生として入学させることができる。

2 外国人留学生は、学則、外国人留学生規程およびその他の規程を適用する。

(短期外国人留学生)

第44条 前条第1項の定めにかかわらず、海外の大学との協定に基づき、当該大学の学生について所定の期間に限り受け入れを要請された場合は、または、海外の大学に在籍する

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

学生が本学への留学を志願し、在籍大学から推薦を受けた場合は、原則として1年以内の期間に限り、学長は短期外国人留学生として受け入れを許可することができる。

2 短期外国人留学生の受け入れに関する規程は、別に定める。

第9章 付置施設および厚生施設

（付置施設）

第45条 本学に、次の付置施設を置く。

(1) 総合図書館

(2) 産業研究所

2 前項の付置施設の運営については、別に定める。

（福利厚生施設）

第46条 本学に、次の福利厚生施設を置く。

(1) セミナーハウス

(2) 医務室

(3) 食堂

(4) その他

2 前項の諸施設の運営については、別に定める。

第10章 賞罰

（表彰）

第47条 学生で、他の学生の模範となる者、または本学の榮譽を高めた者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

（懲戒）

第48条 本学の学則その他諸規程に違反し、または本学の体面を汚し、あるいは学校教育法施行規則第26条の規定に該当する者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学および退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第11章 雑則

（学生生活）

第49条 本学の学生として、学生生活を送るうえに必要な規則は、別に定める。

（学生部委員会）

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

第50条 学生に対する助言および補導のため、学生部委員会を置く。

2 学生部委員会に関しては、別に定める。

（規程の適用）

第51条 本学則および付属諸規程は、別に定めあるとき、または教授会の決定により特に指示したものを除き、入学から卒業までは、その者の入学時の規程を適用する。

2 編入学者、再入学者および転籍等をした者については、それぞれ入学または転籍等を許可された学部または学部の学科のその年次の者と同一に取り扱う。ただし、転籍等を許可された者が、すでに納めた入学金が新たに許可された学部または学部の学科の入学金より少ないときは、第17条第2項ただし書きの者を除き、その差額を追徴する。

第52条 この学則および本学が定めるその他諸規則（以下「本約款」という。）を、民法第3編第2章第1節第5款で定める定型約款とみなす。

2 本約款は、民法第548条の4の規定により、変更することがある。

3 前項の規定により本約款を変更する場合には、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生時期を本学公式サイトに記載し、インターネットによる公表の方法により周知する。

附 則

（施行期日）

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）工学部土木工学科名称変更に伴う経過措置

工学部土木工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、土木工学科は、平成16年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

（施行期日）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）工学部機械工学科夜間主コースおよび同交通機械工学科夜間主コースの学生募集停止に伴う経過措置

工学部機械工学科および同交通機械工学科のコース制は、平成17年4月1日から廃止す

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

る。ただし、工学部機械工学科昼間コース・夜間主コースおよび同交通機械工学科昼間コース・夜間主コースは、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、機械工学科夜間主コースおよび同交通機械工学科夜間主コースは、平成17年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

（施行期日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）工学部電気電子工学科名称変更に伴う経過措置

工学部電気電子工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、電気電子工学科は、平成18年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

（施行期日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）工学部環境デザイン学科名称変更に伴う経過措置

工学部環境デザイン学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、環境デザイン学科は、平成20年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

（経過措置）人間環境学部文化環境学科および都市環境学科名称変更に伴う経過措置

人間環境学部文化環境学科および都市環境学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、文化環境学科および都市環境学科は、平成20年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

（施行期日）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）経営学部流通学科名称変更に伴う経過措置

経営学部流通学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、流通学科は、平成23年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則

（施行期日）

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置) 工学部情報システム工学科および建築・環境デザイン学科の学生募集停止に伴う経過措置

工学部情報システム工学科および建築・環境デザイン学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、情報システム工学科および建築・環境デザイン学科は、平成24年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待つて廃止する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置) 人間環境学部文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科の学生募集停止に伴う経過措置

人間環境学部文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、文化コミュニケーション学科、生活環境学科およびスポーツ健康学科は、平成29年4月1日から学生募集を停止し、在学生の卒業を待つて廃止する。

附 則 (令和3年3月19日)

(施行期日)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第52条については、現に在学する学生にも適用する。

附 則 (令和4年10月12日)

(施行期日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第3および第4については、現に在学する学生にも適用する。

附 則 (令和5年2月24日)

(施行期日)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第52条、別表第3および第4については、現に在学する学生にも適用する。

(経過措置) 工学部電子情報通信工学科名称変更に伴う経過措置

工学部電子情報通信工学科は、改正後の学則第2条にかかわらず、当該学科の在学生在が卒業するまでの間、存続するものとし、電子情報通信工学科は、令和5年4月1日から学生募

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

集を停止し、在学生の卒業を待って廃止する。

附 則（令和5年4月21日）

（施行期日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第52条、別表第3および第4については、現に在学する学生にも適用する。

附 則（令和5年10月2日）

（施行期日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第52条、別表第3および第4については、現に在学する学生にも適用する。

附 則（令和5年12月20日）

（施行期日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第25条の3、第52条、別表第3および第4については、現に在学する学生にも適用する。

別表第1 入学定員、3年次編入学定員および収容定員（大阪産業大学学則）

学部	学科	入学定員	3年次編入学 定員	収容定員
国際学部	国際学科	105名	2名	424名
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	155名	2名	624名
経営学部	経営学科	300名	5名	1,210名
	商学科	200名	5名	810名
経済学部	経済学科	250名	5名	1,010名
	国際経済学科	250名	5名	1,010名
デザイン工学部	情報システム学科	105名	2名	424名
	建築・環境デザイン学科	116名	2名	468名
	環境理工学科	85名	2名	344名
工学部	機械工学科	105名	2名	424名
	交通機械工学科	105名	2名	424名
	都市創造工学科	100名	2名	404名
	電気電子情報工学科	100名	2名	404名
計		1,976名	38名	7,980名

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

別表第2 教育職員免許状の種類および免許教科 (大阪産業大学学則)

学部	学科	免許状の種類	免許教科
国際学部	国際学科	中学校教諭一種免許状	英語
		高等学校教諭一種免許状	
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	
経営学部	経営学科	高等学校教諭一種免許状	商業
	商学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	公民
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状	社会
	国際経済学科	高等学校教諭一種免許状	地理歴史
		高等学校教諭一種免許状	公民
デザイン工学部	情報システム学科	高等学校教諭一種免許状	情報
		中学校教諭一種免許状	数学
		高等学校教諭一種免許状	
	建築・環境デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	美術 工芸 工業
		中学校教諭一種免許状	美術
	環境理工学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
工学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	交通機械工学科		
	都市創造工学科		
	電気電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状	工業 情報
		中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学

別表第3 (大阪産業大学学則)

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

1 学費

(1) 入学金

(単位 円)

項目	学部等	国際学部	スポーツ 健康学部	経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
		国際学科	スポーツ 健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学 科	情報システム学 科 建築・環境デザ イン学科 環境理工学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電気電子情報工 学科
入学金		250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
再入学金							10,000

(注) 人間環境学部への再入学および編入学の場合も上記の金額を適用する。

(2) 授業料

【平成27年度以前入学者】

(単位 円)

項目	学部等	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
		文化コミ ュニケー ション学 科 生活環境 学科	スポーツ 健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学 科	情報システム学 科 建築・環境デザ イン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工 学科
年額		778,000	918,000	765,000	765,000	1,059,000	1,059,000

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

【平成28年度入学者】

(単位 円)

項目	学部等	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
		文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額		759,000	894,000	746,000	746,000	1,029,000	1,029,000

【平成29年度～令和4年度入学者】

(単位 円)

項目	学部等	国際学部 国際学科	スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額		819,000	934,000	819,000	819,000	1,096,000	1,096,000

【令和5年度以降入学者】

(単位 円)

項目	学部等	国際学部 国際学科	スポーツ健康学部 スポーツ健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学科	デザイン工学部 情報システム学科 建築・環境デザイン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電気電子情報工学科
年額		819,000	934,000	819,000	819,000	1,096,000	1,096,000

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

(3) 教育環境充実費

【平成27年度以前入学者】

(単位 円)

項目	学部等	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
		文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額		207,000	281,000	197,000	197,000	339,000	339,000

【平成28年度入学者】

(単位 円)

項目	学部等	人間環境学部		経営学部	経済学部	デザイン工学部	工学部
		文化コミュニケーション学科 生活環境学科	スポーツ健康学科	経営学科 商学科	経済学科 国際経済学科	情報システム学科 建築・環境デザイン学科	機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工学科
年額		203,000	275,000	192,000	192,000	331,000	331,000

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

【平成29年度～令和4年度入学者】

(単位 円)

項目	学部等	国際学部 国際学科	スポーツ 健康学部 スポーツ 健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学 科	デザイン工学部 情報システム学 科 建築・環境デザ イン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電子情報通信工 学科
	年額	入学年 度	2年目 以降	入学年 度	2年目 以降	入学年 度	2年目 以降
		55,000	81,000	43,000	43,000	135,000	135,000
		284,000	343,000	269,000	269,000	405,000	405,000

【令和5年度以降入学者】

(単位 円)

項目	学部等	国際学部 国際学科	スポーツ 健康学部 スポーツ 健康学科	経営学部 経営学科 商学科	経済学部 経済学科 国際経済学 科	デザイン工学部 情報システム学 科 建築・環境デザ イン学科 環境理工学科	工学部 機械工学科 交通機械工学科 都市創造工学科 電気電子情報工 学科
	年額	入学年 度	2年目 以降	入学年 度	2年目 以降	入学年 度	2年目 以降
		55,000	81,000	43,000	43,000	135,000	135,000
		284,000	343,000	269,000	269,000	405,000	405,000

2年次以降の授業料等は、前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案して、スライド制を実施する為、変動する場合がある

(注) ①上記授業料・教育環境充実費は全学生に適用する。ただし、在学年数が4年を超える学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)および2年を超える編入学生(外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。)の授業料・教育環境充実費は、その半額を減免する。

(注) ②前項ただし書きの適用にあたり、第2年次以上に在籍する者があらためて第2

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

年次へ転籍等をする場合は、4年を超えるという条件に拘らず、転籍等後の所属学部・学科において修業年限を越えた時点から適用する。

(4) 科目等履修料および研究料

(単位 円)

項目		金額
科目等履修料	1単位	10,000

(単位 円)

項目			金額
研究料	人間環境学部	6カ月	150,000
	国際学部	1カ年	300,000
	スポーツ健康学部		
	経営学部		
	経済学部		
	デザイン工学部	6カ月	200,000
	工学部	1カ年	400,000

(5) 在籍料

(単位 円)

項目		金額
在籍料	年額	120,000

※在籍料は平成31年度入学者より適用する。

1 学則・奨学関係 (111 大阪産業大学学則)

2 学費以外の費用

(1) 検定料

(単位 円)

項目	金額
入学検定料	35,000
入学検定料 (WEB出願)	30,000
大学入学共通テスト利用入試 入学検定料 (2出願まで)	10,000
日本留学試験利用入試 入学検定料 (4出願まで)	30,000
日本留学試験利用指定校推薦入試 入学検定料	10,000
併願の入学検定料 (公募推薦入試・一般入試・大学入学共通テストプラス方式入試)	3,000
大学入学共通テスト利用入試 入学検定料 3出願目以降の併願 (1併願ごと)	5,000
研究生検定料	30,000
科目等履修生検定料	15,000

別表第4 (大阪産業大学学則)

外国人留学生学費

(1) 入学金

別表第3と同額とする。

(注) 人間環境学部への再入学および編入学の場合も上記の金額を適用する。

(2) 授業料

別表第3と同額とする。

(3) 教育環境充実費

別表第3と同額とする。

2年次以降の授業料等は、前々年度の消費者物価指数の平均上昇率等を勘案して、スライド制を実施する為、変動する場合がある

(注) 上記授業料・教育環境充実費は全外国人留学生に適用する。ただし、在学年数が4年を超える外国人留学生 (外国人留学生授業料減免措置を受ける者を除く。) の授業料・教育環境充実費は、その半額を減免する。

1 学則・奨学関係（111 大阪産業大学学則）

(4) 科目等履修料および研究料

別表第3と同額とする。

(5) 在籍料

別表第3と同額とし、平成31年度入学者より適用する。